

新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の特別取扱の終了について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、関係者の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

SBI生命保険株式会社（以下、「当社」）では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として取扱い、入院給付金等のお支払い対象とする特別取扱（以下、「みなし入院」）を実施しており、2022年9月26日以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱いを継続しております。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」とされるとの政府公表を踏まえ、感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更された場合には、同日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、同年5月8日以降もご請求いただけますのでご安心ください。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める入院の定義に該当する入院をされた場合は、5月8日以降も変わらず入院給付金等のお支払い対象となります。

詳細は以下をご確認いただきますようお願い申し上げます。

● 2023年5月8日以降の入院給付金等のお支払範囲

診断日	医療機関へ入院された場合 (約款における取扱い)	宿泊・自宅療養をされた場合 (特別取扱「みなし入院」)	
		重症化リスクの高い方(※)	左記以外の方
2022年9月25日まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
2022年9月26日から 2023年5月7日まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023年5月8日以降	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

(※)「重症化リスクの高い方」とは、「65歳以上の方」、「妊娠中の方」、「入院を要する方」、「重症化リスクがあると医師が診断し、かつ、新型コロナ治療薬、または酸素投与が必要な方」になります。

● 「みなし入院」の取扱を開始した経緯と今回終了の理由

・2020年4月当時 ～「みなし入院」への給付金のお支払いの開始～

新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床不足等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊・自宅療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であることを踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う特別取扱を、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

・2022年9月 ～「みなし入院」への給付金お支払い対象者の変更～

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加する中、軽症や無症状の方の割合が高まる状況となり、更に政府において、発生届出の対象について、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなったことを受けて、「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を重症化リスクの高い方に限定する対応を行ってまいりました。

・2023年5月 ～「みなし入院」への給付金のお支払いの終了～

2023年1月27日付の新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置付けることとなっております。

「5類感染症」への位置づけ変更が実施された場合、季節性インフルエンザと同様に、感染症法上の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱を終了いたします。

● ご請求にあたってのお願い ～My HER-SYSの療養証明書機能利用のお願い～

厚生労働省より、My HER-SYSの療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末日まで同機能の利用が可能であるとの発表がなされております。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に配慮していく観点より、My HER-SYSの療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

※ 今後、政府方針に変更があった場合には、改めて当社HP等でお知らせいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡または高度障害状態に該当した場合に、災害死亡保険金等のお支払いの対象とする取扱いについては、現時点での変更はございません。

<お問合せ窓口>

お客様コンタクトセンター
保険金・給付金専用フリーダイヤル

0120-272-811（平日 9:00-17:00）

※お問合せ状況によりお電話がつながりにくい場合がございます。ご了承のほどお願い申し上げます。